

生物多様性

状況

生物種

中国には脊椎動物が 6,266 種存在し、世界の脊椎動物種の 10%を占める。そのうち陸生野生動物は 2,400 種あまりにのぼる。中国にはおよそ 3 万種あまりの高等植物があり、世界で植物が最も豊富なマレーシアとブラジルに次いで世界第 3 位となっている。上述の野生動植物の中には、ジャイアントパンダ、トキ、金糸猴(キンシコウ)、華南トラ、揚子江ワニ、メタセコイア、銀杉、*Abies beshanzuensis*、*Rubiaceae* など数百種の絶滅危機に瀕した中国特産の稀少動植物がある。

危機に瀕した生物種の現状とその変化

陸生野生動物資源調査と重点保護野生植物資源調査の結果から、一部の野生動植物種群の数量が緩やかに上昇しており、生息環境が少しずつ改善されてきているということがわかる。そのうち 55.7%は国家重点保護動物種である。揚子江ワニ、トキ、ターミンジカなど絶滅危機に瀕した稀少動物種群は倍増し、ジャイアントパンダは 40%増加した。調査対象である 189 種の国家重点保護野生動植物のうち、安定的な活着基準に達した野外種群が 71%を占めた。一部の生物種の分布エリアは少しずつ拡大しており、ズグロカモメ、クロツラヘラサギ、ミミキジなどの生物種の新記録¹、新繁殖地や越冬地で絶えず見られるようになった。野生ジャイアントパンダの分布県は前回調査時より 11 増えて 45 県に達した。ジャイアントパンダ生息地の面積は 65.6%増加した。100 年以上も観測されず、すでに国際自然保護連合 (IUCN) から世界絶滅危険種に指定されているシセンネズコが、重慶の大巴山地区で新たに発見され、木性シダ、白豆杉、*Tsoongiodendron odorum* Chun などの種で新しい分布区が発見された。

しかし生息地の破壊と過度の開発利用のために、国家重点保護対象になっていない一部の動植物、特に経済的価値の高い野生動植物について、減少に未だ歯止めがかからない状況で、一部の種では極度の危機に瀕しているものもある。ある単一種の植物は絶滅の危機に瀕している。トキ、貴州省キンシコウ、*Ermia mangshanensis*、カクセキ、海南テナガザル、*Procapra przewalskii*、ビーバー、普陀イワシデ²、*Abies beshanzuensis* 等について

¹ 原文直訳 訳注

² クマシデ属の 1 種 訳注

は、数量の減少および分布エリア縮小のみならず、一旦自然災害その他のダメージを受けると、絶滅する危険にさらされている。

湿地

全国湿地資源調査結果によれば、中国には 3,848 万 5,500ha の湿地（水田は含まない）が存在し、アジアでは第 1 位、世界第 4 位に位置する。世界のあらゆる種類の湿地が中国には広く分布している。そのうち、天然湿地は 3,620 万 500ha で 94% を占め、ダム湿地が 228 万 5,000ha で 6% を占める。天然湿地のうち、沼沢湿地は 1,370 万 300ha、近海・海岸湿地が 594 万 1,700ha、河川湿地が 820 万 700ha、湖泊湿地が 835 万 1,600ha である。湿地内に分布する高等植物は 2,276 種、野生動物は 724 種である。そのうち水禽類は 271 種、両生類は 300 種、爬虫類は 122 種、獣類は 31 種である。全国の重点湿地は 376 ヲ所で、総面積は 1,502 万 9,300ha である。

調査によれば、現在 1,600 万 ha、40% 近くの天然湿地が 353 ヲ所の保護区に組み込まれ、比較的良好な保護状態となっている。

措置と行動

【『生物多様性条約』締結国会議】

中国政府代表団は 2004 年 2 月 9～20 日と 2 月 23～27 日、マレーシアの首都クアラルンプールで開催された『生物多様性条約』締結国第 7 回会議と『生物多様性条約カルタヘナ生物安全議定書』締結国第 1 回会議」に、それぞれ出席した。

【自然保護区の建設】

2004 年末までに全国に設立された各種の自然保護区は全部で 2,194 ヲ所、総面積は 1 億 4,822 万 6,000ha（うち陸域面積は 1 億 4,222 万 6,000ha、海域面積は 600 万 ha）で、陸地の自然保護区面積は国土面積の 14.8% を占める。そのうち国家級自然保護区が 226 ヲ所、面積は 8,871 万 3,000ha で、全国の自然保護区総数の 10.3%、自然保護区総面積の 59.9% を占める。昨年に比べ、自然保護区の総数は 195 ヲ所増加し、面積は 424 万 5,000ha 増加した。

【湿地保護】

2004 年、中国の湿地保護の基礎事業は顕著に強化された。国務院弁公庁は『湿地保護管理の強化に関する通知』を発表、全国湿地保護管理事業会議を開催した。黒龍江、甘肅、江西の各省ではすでに地方湿地保護法を制定した。『全国湿地保護事業実施計画』がほぼ完成し、これを踏まえ、9 つの関連機関が共同して『全国湿地保護事業実施計画(2005～2010 年)』を編成、中国の天然湿地の 50%を有効に保護する計画を立てた。『ラムサール条約』を真摯に履行した。遼寧、雲南、チベット、青海の 4 省の 9 ヲ所を国際重要湿地として新たに申請した。中国の国際重要湿地は 30 ヲ所、面積は 346 万 ha に達した。